

奈良県感染症対策連携協議会部会設置要領（案）

（設置）

第 1 条 奈良県感染症対策連携協議会運営要領第 6 条の規定に基づき設置する部会に関し、奈良県感染症対策連携協議会運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 奈良県感染症対策連携協議会に、次の部会を設置する。

| 部会名 | 協議事項 |
|-----------|--|
| 入院医療部会 | 感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制）に関すること 感染症の予防及び治療に関すること |
| 外来・在宅医療部会 | 感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること |
| 保健所部会 | 感染症対応に係る保健所体制に関すること |
| 結核部会 | 結核対策全般に関すること |

（庶務）

第 3 条 部会の庶務は、奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課において処理する。

（その他）

第 4 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。